

令和8年9月1日
長野県姫川砂防事務所

公募型プロポーザル方式(技術者評価型)に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式(技術者評価型)にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式(技術者評価型)試行要領(最終改正 令和7年3月17日付け6建政技第374号)及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領(最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第454号)に示すとおりです。

1 業務の概要

(1)業務名

令和8年度 国補砂防メンテナンス(砂)事業に伴う砂防施設点検効率化検討業務

(2)箇所名

犀川・姫川圏域 姫川管内一円

(3)業務の目的

砂防課では、県下に砂防堰堤等の砂防設備約1.9万施設を管理している。「長野県砂防関係施設長寿命化計画」により、設備の健全度に応じて5～10年に1回点検する計画としており、年約1,900施設の点検を実施するため、今後も膨大な費用と労力を必要とする。

一方、国土交通省では、ライフサイクルコストの縮減を図る「予防保全型メンテナンス」への転換を推進するため、目視とUAVによる点検を組み合わせた安全で効率的な施設点検や自動点検導入など、UAV等のデジタル技術を用いた施設点検計画の策定について、今年度から令和12年度まで支援されることとなった。

本業務は、目視とUAVによる点検を組み合わせた安全で効率的な施設点検計画を検討するため、UAVによる試行点検及び効率化検討を実施することを目的とする。

(4)業務概要

砂防施設点検 29溪流 350箇所

(5)業務内容

ア 計画準備

業務の目的・主旨、設計図書に示す業務内容を確認したうえで、業務の実施方針、実施体制、及び工程等の検討・整理を行い、業務計画書を作成し、発注者に提出する。

イ 資料収集・整理

砂防施設点検に必要な以下の資料を収集・整理する。

- ・過去の施設点検資料(砂防情報管理システムからダウンロード可能)
- ・砂防関係施設点検要領(案) 令和8年3月 長野県
- ・UAV を活用した砂防関係施設点検マニュアル(案) 令和8年3月 長野県
- ・その他必要な資料

ウ 施設点検

目視とUAVによる点検を組み合わせた安全で効率的な施設点検計画を検討することを目的とするため、可能な限りUAVによる点検を行う。

①点検計画作成

対象となる施設を目視点検、UAV 点検どちらで点検することが、より安全で効率的かを検討し、点検計画を作成する。点検計画には、UAV 点検における飛行計画を含むものとする。点検時期は、地域特性等に配慮し、最も適切な時期を検討する。

UAV 点検における飛行計画の作成にあたっては、可能な範囲で砂防施設点検要領に沿った点検情報が取得できるように飛行ルートを設定し、必要な許可申請を行うこと。(申請に必要な費用は、業務予算額に含まれる)

②UAV 点検使用機材

航続距離及び航空法上必要となる通信距離の両面で 1km 以上の飛行が可能である機体であること。目視外飛行等の特定飛行の申請が可能な機体登録及び保険に加入していること。(調査に必要な機材は、業務予算額に含まれる)

③点検飛行の実施

作成した飛行計画に基づき、点検飛行を実施する。飛行にあたっては安全を確保するための監視体制を点検計画及び許可申請内容に沿って確保し、必要な人員、機材を準備して実施すること。

航空法 132 条の 86 における特定飛行のうち、目視外及び物件 30m 以内の許可申請の取得が可能もしくは包括申請を取得済みであること(業務受注後、点検までに取得することも可)。今回の点検は、一連の設備を遠隔から連続的に撮影することによる効率化も期待するものである。このため、使用する機材は一定の飛行距離を確保でき、かつこれを運用する作業者は各受注者が作成するUAV飛行計画の内容(飛行カテゴリー、レベル等)に応じた操作技術と資格を保有している必要がある。

④UAV 画像の取得

UAV 点検飛行で取得する画像データはカルテを作成するために必要な撮影を行うこととする。写真撮影は、堰堤下流側等の可能な限り低高度で行うことを標準とする。

⑤目視点検(徒歩による近接点検)

施設の状態を目視により観察し、施設に発生している異常の有無や程度を記録する。施設に異常が認められた場合は、必要に応じその状況に対応した計測、打音、観察などの簡易な方法

で確認するものとする。(小規模な除草・伐木等に必要費用は、業務予算額に含まれる)

- ・ 対象施設に関する既存資料と照合して、設備の確認を行う。
- ・ 全設備について調査シートに従って点検・調査を行い、同シートに必要事項を記入する。
- ・ 写真は、損傷の有無にかかわらず設備の状態を撮影する。
- ・ 損傷箇所あるいは修繕・改築箇所を確認した場合は写真を撮影するとともに、既存平面図や構造図などに設備損傷箇所あるいは修繕・改築箇所を記した図面(以下「スケッチ」という。)を作成する。
- ・ 座標は設備が容易に特定できる任意の点とし、平面図に座標の位置を明記する。

エ 点検結果のまとめ(カルテの作成)

目視点検及び UAV 点検飛行結果を活用し、砂防施設点検要領(案)に沿った、カルテを作成する。

オ 砂防施設点検効率化の検討

- ①目視点検及び UAV 点検飛行結果からそれぞれの点検のメリット・デメリット、点検計画時点での検討結果を踏まえ、施設種類や地域特性(地形、植生、周辺状況等)を考慮した安全で効率的な施設点検の組み合わせを検討する。
- ②既往点検では、一連する線状構造物(溪流保全工等)の点検において、構造物ごと(落差工、帯工、側壁工等)にカルテが作成されている溪流があるため、効率化の観点から、カルテの統合等のとりまとめ方法を検討する。

カ 点検結果(カルテ)のシステム登録

点検結果(カルテ)は砂防情報管理システムに登録すること。なお、登録に必要な情報(ユーザ情報、ログインID等)は契約後に発注者から提供する。

キ 照査

業務の各段階において、検討、評価方法の妥当性を照査するとともに、成果品の正確性、適切性、整合性を照査する。

ク 報告書作成

本業務の成果として報告書を作成する。報告書の作成にあたって、仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討過程と共にとりまとめる。また、概要版についても作成する。

ケ 打合せ協議

業務内容の確認や成果内容について協議するものとし、打合せ回数は業務着手時、中間打合せ3回、業務完了時の計5回以上とする。初回及び成果品の納入時については管理技術者が立会うこととする。なお、議事録の作成は受注者が行い、打合せ後、速やかに提出する。

(6)技術提案を求める具体的内容

ア 効率的な業務の履行に向けた実施方針、実施フロー及び工程計画

イ 目視とUAVによる点検を組み合わせた安全で効率的な施設点検に関する具体的な提案

ウ 地域特性(地形、植生、周辺状況等)を考慮したUAV活用に関する具体的な提案

(7)履行期限 契約日の翌日から令和 9 年 8 月 31 日まで(債務負担行為設定済)

(8)業務実施上の要件

ア 実施にあたっては、長野県設計業務等共通仕様書を遵守すること。

イ 本業務は、電子納品及び情報共有対象業務とする。

ウ 本業務の実施にあたり、追加業務等の必要が生じた場合には速やかに協議すること。

エ 業務の打ち合わせにおいては協議により必要な技術者が出席すること。

(9) 成果品

ア 報告書(電子媒体) 2 部

イ 報告書(紙媒体) 2 部

(10) 業務予算額 概ね 23, 500 千円(税込)

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

(1)長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント(河川、砂防及び海岸・海洋)を有していること。

(2)建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年4月 15 日告示第 717 号。以下同じ)に基づき建設コンサルタント(河川、砂防及び海岸・海洋)の登録を受けていること。

(3)掲示日時時点で所属技術者が3名以上いること。

(4)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。

(5)測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 57 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

(6)長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(7)県発注の建設工事等に係る建設コンサルタント等の業務のうち、当該業務以外の業務(以下「他の対象業務」という。)において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。

(8)県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱(平成 15 年 4 月 1 日会検第1号)第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。

(9)県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。

(10)県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

(11)同種業務の実績を有すること。

砂防施設点検の実績を有していること。

</

※「同種業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成 23 年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務が該当します。

(12)当該業務の実施体制

ア 配置予定管理技術者は、次の技術者のいずれかを配置できること。

技術士 建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)

認定技術管理者 河川、砂防及び海岸・海洋部門

RCCM 河川、砂防及び海岸・海洋部門

イ 配置予定照査技術者は、次の技術者のいずれかを配置できること。(管理技術者と兼務不可)

技術士 建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)

認定技術管理者 河川、砂防及び海岸・海洋部門

RCCM 河川、砂防及び海岸・海洋部門

ウ 設計共同体の場合は、代表構成員がアの管理技術者及びイの照査技術者を配置するものとする。

併せて、各構成員はその分担業務ごとに、主任技術者を配置するものとする。

(13)県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

(14)長野県暴力団排除条例(平成 23 年長野県条例第 21 号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。

(15)実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社(常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。)

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合(総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。)

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(16)滞納している県税等徴収金がないこと。

(19)「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、各構成員のすべてが上記(1)から(18)の要件を満たした設計共同企業体については、参加を認める。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1)参加表明書の作成様式 様式2号による。

(2)参加要件資料の作成様式 様式3号による。

(3)参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

建設コンサルタント登録規程その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況(専門分野職員の状況)

- ① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。
- ② 資格は、技術士、認定技術管理者、RCCMとする。
- ③ 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。

ウ 同種業務の実績

- ① 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
- ② 平成23年4月1日から揭示日の前日までに完成した業務を対象とする。
- ③ 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、揭示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

- ① 配置予定の技術者について記載すること。
- ② 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 建設コンサルタント等の登録状況は登録通知、同種業務の実績については、契約書、テクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4)問い合わせ先

〒399-9422 長野県北安曇郡小谷村大字千国乙 10307-3

長野県姫川砂防事務所

砂防課：(課長補佐)小橋 (担当)内村

電話 0261-82-3100

ファクス 0261-71-7003

メール himesabo@pref.nagano.lg.jp

(5)参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年9月11日(金)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後4時30分まで)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。

(6)技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(19)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。ただし、参加表明書の提出期限までに様式2号及び様式3号(添付資料を含む)の提出がない場合は技術提案書の提出者に選定しません。なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント等登録状況	・登録されているか
2 技術職員の状況 (専門分野別)	・当該業務の実施に必要な専門分野 の技術職員の在籍状況	・有資格職員はいるか
3 同種業務実績 (会社)	・同種業務の内容	・当該業務の内容に近い業務の 実績はあるか
4 配置予定技術者	・配置予定技術者の予定	・必要な資格を有しているか。 技術士 建設部門(河川、砂防及 び海岸・海洋) 認定技術管理者 河川、砂防及び海岸・海洋部門 RCCM 河川、砂防及び海岸・海洋部門
5 再委託又は技術 協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か (当該業務の主要部分を再委託 することにならないか) ・再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務内容は 適正か(最先端の技術であるな ど、技術協力を求めることに妥 当性があるか) ・技術協力を求める先の選定は 適切か

(7)非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由(非該当理由)を書面により、姫川砂防事務所長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含めない。)以内に、書面(書式自由)により、姫川砂防事務所長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後4時30分まで。(休日を含めない。)
- ③ 受付方法 原則として電子メール(回答を受ける担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること)とします。なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。
- ④ 回答方法 原則として電子メールによる。

(8)その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名(参加要件資料審査結果表)は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1)技術提案書の作成様式 様式7号による。

(2)技術資料の作成様式 様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

- ① 同種業務は、平成23年4月1日から揭示日の前日までに完了した業務とする。
- ② プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。
- ③ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

イ 技術者動員計画

- ① 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがあります。
- ② 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

ウ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

エ 配置予定の技術者の資格については資格証、同種業務の実績については、契約書、テクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4)不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付期間 揭示の日から令和8年9月14日(月)まで。

(受付時間は午前9時から午後4時30分まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 電子メールとします。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日 令和 8 年 9 月 15 日(火))

(5)参考図書等の閲覧の閲覧資料、閲覧場所及び閲覧期間

ア 閲覧資料

・令和 2 年度 防災・安全交付金(総合流域防災)緊急改築(砂防)(地すべり)(重点)事業に伴う
点検業務

犀川・姫川圏域管内一円 姫川管内一円(点検)(4) 報告書

・令和 2 年度 防災・安全交付金(総合流域防災)緊急改築(砂防)(加速化)(重点)事業に伴う
点検業務

犀川・姫川圏域管内一円 姫川管内一円(点検)(5) 報告書

イ 閲覧場所 3(4)に同じ。

ウ 閲覧期間 掲示の日から令和 8 年 9 月 30 日(水)まで。

(閲覧時間は午前9時から午後 4 時 30 分まで。休日は除く。)

(6)技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和 8 年 10 月 1 日(木)

(提出時間は午前9時から午後 4 時 30 分まで。休日は除く。)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出部数 紙1部及び電子1部

エ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りします。

オ その他 提出期限までに様式7号及び様式8号(添付書類を含む)の提出がない場合、技術提案は無効とします。技術提案書の補足説明資料がある場合は、技術提案書提出時に提出することができます。補足説明資料の提出部数は紙10部及び電子1部です。提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。

(7)技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 令和 8 年 10 月 16日(金)(変更場合があります。)

イ 場 所 長野県庁(詳細については決定次第連絡します。)

ウ 時 間 各者 20 分程度(説明 15 分、質疑 5 分)を予定(提案者の公募数により変更場合があります。)

エ その他 プロジェクター及びスクリーンは県で用意します。そのほか投影操作用のパソコン等必要な機器は提案者で用意してください。

(8)技術提案書を特定するための評価基準

約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

(9)特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、姫川砂防事務所長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(10)非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を書面により、姫川砂防事務所長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 10 日(休日を含めない。)以内に、書面(様式自由)により、姫川砂防事務所長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内(休日を含めない。)に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後 4 時 30 分まで。(休日を含めない。)

③ 受付方法 電子メールとします。

なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

④ 回答方法 原則として電子メールによる。

(11)その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

5 その他

(1)契約書作成の要否 要

(2)関連情報を入手するための窓口 3(4)に同じ。

(3)必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(4)設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。